2022年度JA理事改選

JA年次総会

2022年3月26日

高嶋　正明

2022年度JA理事改選

総会議題

- 付議事項　1）2020年度会計年度実績（決算）の承認

  2）理事候補

  a）理事会承認理事候補者名（順不動）同

  花岡高明、満山喜郎、小川のり子、藤田幸子、ウィンター千津子、ホワイトハウス佐藤敦子、山本学、鈴木ナオミ、伊東敬行、飯塚忠治、ホール美奈子、早川ひとみ

  b）会員からの理事立候補者名

  高嶋正明

- 報告事項

  1）各部報告

  2）会報費用値上げ（実費の支払い）

  3）文集費の値上げ（実費の支払い）

2022年度JA理事改選

＊高嶋正明は、2022年度のJAの理事に2月18日立候補

＊理事立候補の目的は、JAの理事会と一般会員との交流・意見交換をよりオープンに定期的に行い、JAの活動の更なる活性化を図る

＊具体的な方策として、毎月又は2ヶ月・3ヶ月に1回のペースでJA理事と一般会員とのZoomでの懇談会を開催し、双方向での情報・意見交換をして、JAのより民主的な運営に反映

＊もし、JA会員の方で高嶋の政策に賛同頂き、3月26日（土）のJA年次総会は欠席し、高嶋に委任頂ける方はJA事務局にその旨所定のフォームで連絡し、以下の高嶋のメールアドレスまでご連絡下さい

masaaki.takashima@outlook.com

2022年度JA理事改選

高嶋の理事立候補推薦人　　2022年3月1日現在

松崎 美枝子さん、Martyr 光子さん、Donnelly 未奈子さん、関根 祥二郎さん、
沖田 利通さん、Davis 志保子さん、川副 まり枝さん、Chocron さちえさん、
野田幸子さん、de Lacey 松本チズ子さん、Denman ひと志さん
O’Brien さちさん、石橋令子さん、田中弘子さん、Smith やよいさん、
島田祥子さん、高嶋喜代子

（計17名）

2022年度JA理事改選

3月26日（土）JA年次総会の高嶋への委任者　　2022年3月9日現在

Davis 志保子さん、Fogarty 洋子さん、Denman ひと志さん、荒井 光枝さん、
関根 祥二郎さん、島田 祥子さん、O’Brien さちさん、Donnelly 未奈子さん、
Chocron さちえさん、野田 幸子さん、Martyr 光子さん、田中 弘子さん、
松崎 美枝子さん、

（計13名）

2022年度JA理事改選

理事会はWilliams 会長、花岡副会長の以下の発言の根拠・証拠を開示願います

Williams 会長
2021年7月9日付け高嶋宛メール

「弁護士の意見では、著作権侵害問題は有ると言う事でした.....会員として有るまじき行為として会員資格一時停止と言う対処をしました」

花岡副会長
2021年6月25日臨時総会での発言

「JAがチャリティ団体として存続し高嶋の不適切な行動を是正する為に弁護士に£3,500を支払って調査を依頼せざるを得なかった」

これらの発言が事実の場合	高嶋は弁護士費用£3,500を弁済し、理事会は定款第8条に従って高嶋のJA除名議決
これらの発言が事実でない場合	理事会はWilliams会長・花岡副会長の発言の撤回、高嶋への謝罪

2022年度JA理事改選

JA 英国日本人会
Japan Association in the UK

年次総会

JA法務顧問
中田浩一郎氏の見解は？

理事会
事務局・経理部・会員部・広報部・会報部・文集部・福祉部・NALC部・IT部・紅葉会部・二水会部・特別イベント部・墓地管理部・都道府県人会・Team Smile

会計監査
由田 聡

法務顧問
中田 浩一郎

コンプライアンス
（法令順守）

ガバナンス
（統治体制）

アカウンタビリティ
（説明責任）

理事会は、コンプライアンス（法令遵守）・ガバナンス（統治体制）・アカウンタビリティ（説明責任）の高い意識を持ち、嘘・隠し事の無い民主的で公平・公正・中立な運営を心掛けて頂きたくお願いします

以　上

参考資料

2022年度JA理事改選

英国日本人会英文定款第27条（1）

Attendance and speaking at general meetings

27. (1) A person is able to exercise the right to speak at a general meeting when that person is in a position to communicate to all those attending the meeting, during the meeting, any information or opinions which that person has on the business of the meeting.

日本語訳

第 27 条（総会への参加、及び発言）

(1) 会員は総会の出席者全員と意思疎通出来る時、総会の場で議案について如何なる情報・意見を表明する権利を行使する事が出来る。

2022年度JA理事改選

JA事務局からの
3月13日付けメール

JA会員の皆様

先に3月26日（土）午前10時半より開催予定の「英国日本人会年次総会」のお知らせをお送りいたしました。

年次総会の委任状につき一部変更したいと思います。
添付の委任の形式をお確かめの上、議題事項に関して既に全てを**会長、あるいは参加する会員に委任で委任状を出された方はお返事の必要はありません。**しかし、３つの事項に関し、各項目毎に賛否の委任をすることをご希望の方はご面倒でも再度添付フォームにご記入の上、ご提出ください。

会場のJapan HouseではJHに火災等の事故が起こった場合、会場に何人いるか把握しておく必要があると言うことで遅くとも前日までに参加人数を知らせてほしいとの要望がありました。　総会参加ご希望の会員は**3月24日、午後5時まで**にお知らせください。当日飛び込み入場の方はその都度JHに知らせることになりますので入場に時間がかかる事を承知ください。
又当日インターネットによる参加は行いませんのでご了承ください。

2022年度JA理事改選

英国日本人会
英文定款第35条
（委任状）

Content of proxy notices

35. (1) Proxies may only validly be appointed by a notice in writing (a "proxy notice") which—

(a) states the name and address of the member appointing the proxy;

(b) identifies the person appointed to be that member's proxy and the general meeting in relation to which that person is appointed;

(c) is signed by or on behalf of the member appointing the proxy, or is authenticated in such manner as the councils may determine; and

(d) is delivered to the charity in accordance with the articles and any instructions contained in the notice of the general meeting to which they relate.

(2) The charity may require proxy notices to be delivered in a particular form, and may specify different forms for different purposes.

(3) Proxy notices may specify how the proxy appointed under them is to vote (or that the proxy is to abstain from voting) on one or more resolutions.

(4) Unless a proxy notice indicates otherwise, it must be treated as—

(a) allowing the person appointed under it as a proxy discretion as to how to vote on any ancillary or procedural resolutions put to the meeting, and

(b) appointing that person as a proxy in relation to any adjournment of the general meeting to which it relates as well as the meeting itself.

2022年度JA理事改選

英国日本人会
定款第35条
（日本語訳）

第 35 条（委任状）

(1) 委任は、以下の条件を満たす書面による委任状の提出にのみ有効とみなされる。

(a) 委任者の氏名・住所が記載されている事

(b) 受任者及びどの総会で委任するかが明記されている事

(c) 委任者の署名、又は理事会が定める本人証明がされている事

(d) 会の定款及び該当する総会の委任規定に合致している事

(2) 会は、委任状を特定の書面、或いは他の異なる目的の為の別の書面での提出を求める事が出来る。

(3) 委任状は受任者が一つ又はそれ以上の決議案に対してどの様に投票、又は棄権するかを指示する事が出来る。

(4) 委任状が特に定めていない場合、以下の様に取り扱わらなければならない。

(a) 受任者は補助議案や総会の手続き議案に対して受任者の判断で投票し、そして

(b) 委任を受けた総会の討議終了議案に対して受任者の判断で投票する。

2022年度JA理事改選

委任状
フォーム

2022年3月26日（土）に開催される、英国日本人会年次総会への出欠をお答えください。 *

- ○ 総会に出席します。
- ○ 総会に欠席します。

会長、又は総会に出席の会員に委任する際、決議事項の一切に委任する選択肢を提示して、受任者に議決権行使委任出来ないのは定款第35条に違反（!?）

欠席とお答えの方は議題各項目についてお答えください。

- ○ 決議事項一切に関して会長に投票を一任いたします。
- ○ 決議事項一切に関し総会に出席される会員(理事を含む）に委任する＊
- ○ 会長または総会に出席される会員に委任なさらない方は各項目についてお答えください＊＊

2022年度JA理事改選

委任状

1）2020年度会計年度実績を

- ○ 承認する
- ○ 承認しない
- ○ 棄権

2）理事候補理事会承認理事候補者

- ○ 承認する
- ○ 承認しない
- ○ 棄権

3）会員からの理事候補者

- ○ 承認する
- ○ 承認しない
- ○ 棄権

理事会再任推薦者・会員からの理事立候補者の政策は？

2022年度JA理事改選

委任状のフォーム

欠席とお答えの方は議題各項目についてお答えください。

- ○ 決議事項一切に関して会長に投票を一任いたします。
- ○ 決議事項一切に関し総会に出席される会員(理事を含む）に委任する＊
- ○ 会長または総会に出席される会員に委任なさらない方は各項目についてお答えください＊＊

定款第35条(3)

(3) 委任状は受任者が一つ又はそれ以上の決議案に対してどの様に投票、又は棄権するかを指示する事が出来る。

会長、又は総会に出席の会員に委任する際、決議事項の一切に委任する選択肢を提示して、受任者に議決権行使委任出来ないのは定款第35条に違反（!?）

2022年度JA理事改選

Williams 会長2021年7月9日付け高嶋宛メール

1）2017年10月に高嶋がボランティア活動の一環として自身のウェブに無償掲載した終活ウェブエンディングノートの著作権侵害・損害賠償問題
（参照：2017年12月18日付け弁護士レター）

2）2017年12月理事会による弁護士への£3,500の予算外支出

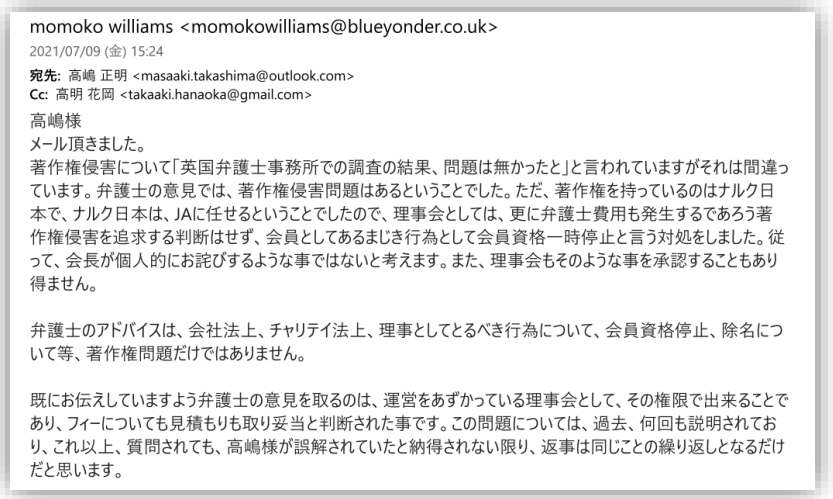

momoko williams <momokowilliams@blueyonder.co.uk>
2021/07/09 (金) 15:24
宛先: 高嶋 正明 <masaaki.takashima@outlook.com>
Cc: 高明 花岡 <takaaki.hanaoka@gmail.com>

高嶋様
メール頂きました。
著作権侵害について「英国弁護士事務所での調査の結果、問題は無かったと」と言われていますがそれは間違っています。弁護士の意見では、著作権侵害問題はあるということでした。ただ、著作権を持っているのはナルク日本で、ナルク日本は、JAに任せるということでしたので、理事会としては、更に弁護士費用も発生するであろう著作権侵害を追求する判断はせず、会員としてあるまじき行為として会員資格一時停止と言う対処をしました。従って、会長が個人的にお詫びするような事ではないと考えます。また、理事会もそのような事を承認することもあり得ません。

弁護士のアドバイスは、会社法上、チャリテイ法上、理事としてとるべき行為について、会員資格停止、除名について等、著作権問題だけではありません。

既にお伝えしていますよう弁護士の意見を取るのは、運営をあずかっている理事会として、その権限で出来ることであり、フィーについても見積もりも取り妥当と判断された事です。この問題については、過去、何回も説明されており、これ以上、質問されても、高嶋様が誤解されていたと納得されない限り、返事は同じことの繰り返しとなるだけだと思います。

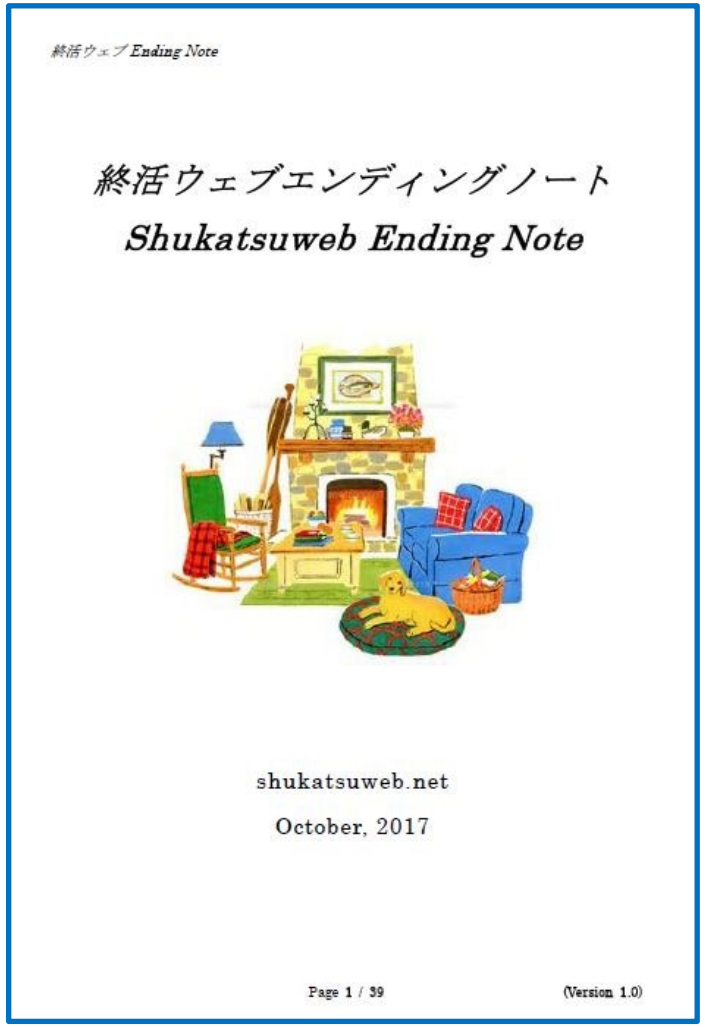

終活ウェブ Ending Note

終活ウェブエンディングノート
Shukatsuweb Ending Note

shukatsuweb.net
October, 2017

Page 1 / 39 (Version 1.0)

2022年度JA理事改選

問題の概要

高嶋は2017年10月にボランティア活動の一環として、日本のボランティア団体NALC発行のNALC エンディングノートを参考に英国在住日本人高齢者を対象に、「終活ウェブエンディングノート」を著作し、自身の終活ウェブに無償掲載

理事会は何の事前話合いもせず、高嶋の行為は著作権侵害・損害賠償の疑いがあり、今後調査するとして弁護士経由で2017年12月18日付けレターを送り、高嶋のJA会員資格停止処分、£12のJA年会費を返却する旨通知

2018年1月11日、2月21日に理事会による高嶋のヒアリングが開かれ、その後数回の話合いの結果、2018年9月1日に高嶋のJA会員資格停止処分は解除

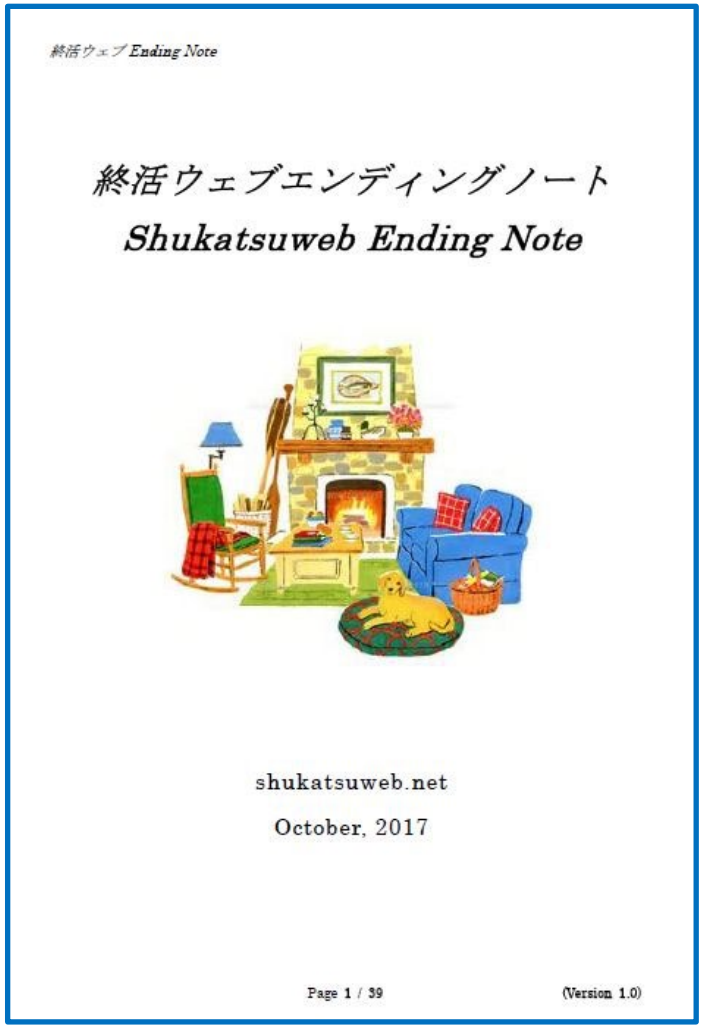
終活ウェブ Ending Note

終活ウェブエンディングノート

Shukatsuweb Ending Note

shukatsuweb.net

October, 2017

Page 1 / 39 (Version 1.0)

2022年度JA理事改選

問題の概要

2018年1月11日の理事会の高嶋に対するヒアリングで、花岡副会長は「理事会は弁護士から高額の請求書を受け取り、どの様に会計処理すれば良いか苦慮している」と発言

2018年8月31日の佐野前会長と高嶋とのミーティングで、佐野前会長は、「こんな問題でJAは弁護士に£3,000（実際は£3,500）を支払う羽目になって往生した」と発言

2020年1月17日の花岡副会長とのミーティングの際、花岡副会長は「弁護士の調査報告書は2017年12月の時点で理事会は受け取っていた、しかしその内容は開示出来ないだろう」と発言

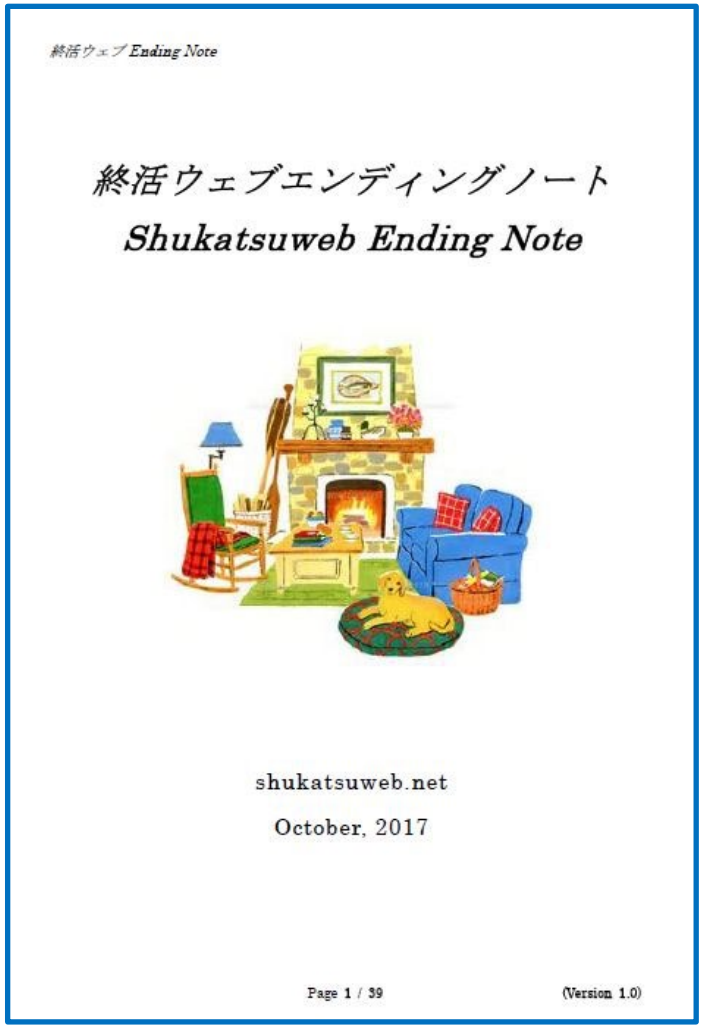
終活ウェブ Ending Note

終活ウェブエンディングノート

Shukatsuweb Ending Note

shukatsuweb.net

October, 2017

Page 1 / 39 (Version 1.0)

Williams 会長の高嶋宛 2021年7月9日付けメール

momoko williams <momokowilliams@blueyonder.co.uk>

2021/07/09 (金) 15:24

宛先: 高嶋 正明 <masaaki.takashima@outlook.com>
Cc: 高明 花岡 <takaaki.hanaoka@gmail.com>

高嶋様
メール頂きました。

著作権侵害について「英国弁護士事務所での調査の結果、問題は無かったと」と言われていますがそれは間違っています。弁護士の意見では、著作権侵害問題はあるということでした。ただ、著作権を持っているのはナルク日本で、ナルク日本は、JAに任せるということでしたので、理事会としては、更に弁護士費用も発生するであろう著作権侵害を追求する判断はせず、会員としてあるまじき行為として会員資格一時停止と言う対処をしました。従って、会長が個人的にお詫びするような事ではないと考えます。また、理事会もそのような事を承認することもあり得ません。

弁護士のアドバイスは、会社法上、チャリテイ法上、理事としてとるべき行為について、会員資格停止、除名について等、著作権問題だけではありません。

既にお伝えしていますよう弁護士の意見を取るのは、運営をあずかっている理事会として、その権限で出来ることであり、フィーについても見積もりも取り妥当と判断された事です。この問題については、過去、何回も説明されており、これ以上、質問されても、高嶋様が誤解されていたと納得されない限り、返事は同じことの繰り返しとなるだけだと思います。

2022年度JA理事改選

Williams 会長2021年7月9日付け高嶋宛メール

「弁護士の意見では、著作権侵害問題は有ると言う事でした」

（理事会への質問）

1）具体的に高嶋の終活ウェブエンディングノートの何ページの何行目の記述がナルクエンディングノートと酷似しており、著作権侵害とされたのか、その著作権侵害とされた箇所は全部で何カ所あったのか

2）英国のCopyright, Design and Patents Act 1988の第何条に違反しているのか

2022年度JA理事改選

Williams 会長2021年7月9日付け高嶋宛メール

「著作権を持っているのはNALC 日本で、NALC 日本はJAに任せると言う事でしたので、理事会としては更に弁護士費用も発生するであろう著作権侵害を追及する判断はせず、JA会員としてあるまじき行為として会員資格一時停止と言う対処をしました」

（理事会への質問）

1）その著作権侵害有りとした弁護士のレターを高嶋に開示し、著作権侵害箇所の是正要求するのに何の追加費用が掛かるのか

2）損害賠償額は幾らと認定されたのか

2022年度JA理事改選

Williams 会長2021年7月9日付け高嶋宛メール

「JA会員として有るまじき行為として会員資格一時停止と言う対処をしました」

（理事会への質問）
「JA会員として有るまじき行為をした」とは高嶋個人の名誉に関る問題であり、その根拠・証拠となる弁護士のレターを開示して頂きたい

根拠・証拠を開示せず「著作権侵害した、JA会員として有るまじき行為をした」と主張するのは誹謗中傷・名誉棄損・人権侵害である

2022年度JA理事改選

Williams 会長自身の発言の矛盾

Williams 会長（当時は副会長）
2018年1月11日理事会での発言

「JAが問題視しているのは著作権云々では無く、NALC UKのエンディングノートを本人のHPから削除する様指示したにも拘わらず弁護士のレターを出してやっとそれが遂行された事である」

Williams 会長
2021年7月9日付け高嶋宛メール

「弁護士の意見では、著作権侵害問題は有ると言う事でした.....会員として有るまじき行為として会員資格一時停止と言う対処をしました」

理事会として、どちらが真実か明確にして頂きたい

2022年度JA理事改選

Williams 会長2021年7月9日付け高嶋宛メール

「フィーについても見積りも取り、妥当と判断された事です」

花岡副会長・Winter事務局長・佐野前会長の発言と矛盾

2018年1月11日のヒアリングでの花岡副会長の発言	「弁護士から高額な請求書が届いて、どの様に会計処理すれば良いか苦慮している」 （Winter千津子事務局長は録音していた筈）
2018年1月の何処かの地区の懇親会でのWinter事務局長の発言	「弁護士から高額な請求書が届いてびっくりした」 （その懇親会の参加者から伝聞情報）
2018年8月31日の高嶋とのミーティングでの佐野前会長の発言	「こんな問題で、JAは弁護士に£3,000（実際は£3,500）も支払う羽目になって往生した」

2022年度JA理事改選

Williams 百子会長2021年7月9日付け高嶋宛メール

「フィーについても見積りも取り、妥当と判断された事です」

（理事会への質問）

1）Williams 会長の発言は、佐野前会長・花岡副会長・Winter 事務局長の3人の発言と辻褄が合わない。どちらが真実、どちらが虚偽？

2）理事会は￡3,500の弁護士費用をいつの理事会で事前に討議・承認され、議事録にもその旨記載されているのか

2022年度JA理事改選

高嶋が自身に著作権侵害・損害賠償問題があり得ないと思う理由

1）著作権所有者のNALC 日本は著作権侵害・損害賠償を問題にする意思が無い

2）著作権侵害だとする弁護士からのレターが開示されず、損害賠償請求も無い

3）2019年2月11日付けの竹中理事のレターで、高嶋がNALC エンディングノートを参考にした事実のみを捉えて著作権侵害と決めつけているが、英国のCopyright, Designs and Patents Act (CDPA) 1988 では、他の著作物を参考にしただけでは著作権侵害とはならない

NALC エンディングノート	NALC 日本発行	日本語・全48ページ 日本在住の日本人高齢者向け
終活ウェブエンディングノート	高嶋 正明発行	日本語・英語併記・全39ページ 英国在住の日本人高齢者向け

2022年度JA理事改選

高嶋が自身に著作権侵害・損害賠償問題があり得ないと思う理由

高嶋の弁護士の見解

「例え高嶋がNALC エンディングノートを参考にしたとしても、英国在住の日本人高齢者向けに内容を変更しており、別個の著作物として認められるのでは無いか」

英国のCopyright, Designs and Patents Act (CDPA) 1988 第16条
全体又はかなりの部分の記述が酷似しているかが判断の分かれ目

Clause no. 16 The acts restricted by copyright in a work

(3) References in this Part to the doing of an act restricted by the copyright in a work are to the doing of it

(a) in relation to the work as a whole or any substantial part of it, and

(b) either directly or indirectly

and it is immaterial whether any intervening acts themselves infringe copyright.

2022年度JA理事改選

仮に著作権侵害が有ったとして、その損害賠償額の算定方法

逸失利益 （著作権所有者が著作権を侵害された事によって失った利益）の補償	NALC エンディングノートの英国での年間販売冊数 .....10冊程度 (?) 2017年10月～12月、終活ウェブエンディングノートが高嶋のインターネットサイトに無償掲載された事による推定販売減冊数..... 2～3冊 (?) £10 x 2～3冊 = £20～£30 (?)
侵害利益 （著作権侵害者の不当利得）の返還	高嶋はボランティア活動の一環として「終活ウェブエンディングノート」を自身のウェブに無償掲載し、何ら利益を得ていない

（理事会への質問）
損害賠償額£20～£30の問題に、理事会は弁護士に£3,500を支払って何をしたかったのか

2022年度JA理事改選

花岡副会長
2021年6月25日臨時総会での発言

「JAがチャリティ団体として存続し高嶋の不適切な行動を是正する為に弁護士に£3,500を支払って調査を依頼せざるを得なかった。その内容は理事会以外の者には開示する積りは無い。意見が有れば臨時総会を開催要求して欲しい。」

（理事会への質問）

1）高嶋の不適切な行動とは具体的にいつのどの行動か

2）その花岡副会長の発言が真実なら、高嶋は弁護士費用£3,500をJAに弁済

2022年度JA理事改選

事の真相（高嶋の推測）

1）竹中理事（当時）は2017年12月12日の理事会で、高嶋の著作権侵害・損害賠償と言う架空の問題を捏造して報告し、理事会から詳細は弁護士と相談する様にとの指示

2）竹中理事が弁護士に相談した所、弁護士は高嶋に著作権侵害・損害賠償責任ありとするのは難しいのではとの見解を述べ、その見解を理事会に書面で送付

3）にも拘わらず、竹中理事は著作権侵害・損害賠償の問題をこれから調査する為、高嶋を会員資格停止処分としたとの弁護士からの虚偽のレターを高嶋宛に送付させる

4）竹中理事は弁護士費用￡3,500について理事会の事前承認を得ず、理事会は後で￡3,500の請求書が届きびっくりしたものの払わない訳にも行かず、事後承認

竹中理事の著作権侵害・損害賠償と言う架空の問題の捏造、￡3,500と言う高額な弁護士費用を理事会の事前承認無しに発生させた不適切、且つ悪質なコンプライアンス違反事例を理事会は事後にも適切な対応をする事無く隠蔽し竹中理事を庇い、高嶋の質問に対し色々辻褄の合わない理不尽な釈明・説明を拒否して今日に至る

2022年度JA理事改選

2018年9月5日付高嶋の佐野前会長宛メール	回答無し
2019年1月24日年次総会で高嶋が質問	佐野議長は質問を禁止
2019年12月7日年次総会で高嶋が議案提出	花岡議長は、別途話合いを提案、高嶋は議長案を受諾
2019年12月11日高嶋は佐野前会長宛レターを送付	回答無し
2020年1月17日高嶋と花岡副会長で話合い	佐野前会長は不参加
2020年1月25日佐野前会長宛レターを送付	回答無し
2021年2月26日年次総会で高嶋が議案提出	花岡副会長は理事会での話し合いを提案、しかし理事会との話合いは実現せず

2022年度JA理事改選

理事会と高嶋の主張の違い

	理事会の主張	高嶋の主張
著作権侵害・ 損害賠償問題	解決済み	何時どの様に解決？ そもそも著作権侵害・損害賠償問題は有った・無かった？ 架空の問題の捏造？ 著作権侵害有りとする弁護士のレターを開示要求
£3,500の弁護士への予算外支出	理事会の権限で支出	理事会には£3,500の支出目的・合理性の説明責任有り。 2019年1月24日の総会で質問を禁止したのは、定款第27条違反

2022年度JA理事改選

コンプライアンス（Compliance）
法令遵守

英国日本人会（JA）は、英国で正式に登録されたチャリティ団体として関連法規・定款・会則のみならず、倫理・社会規範を守り、隠し事をせず、説明責任を果たし、オープンで、公平・公正・中立な運営が求められる

JA 英国日本人会
Japan Association in the UK

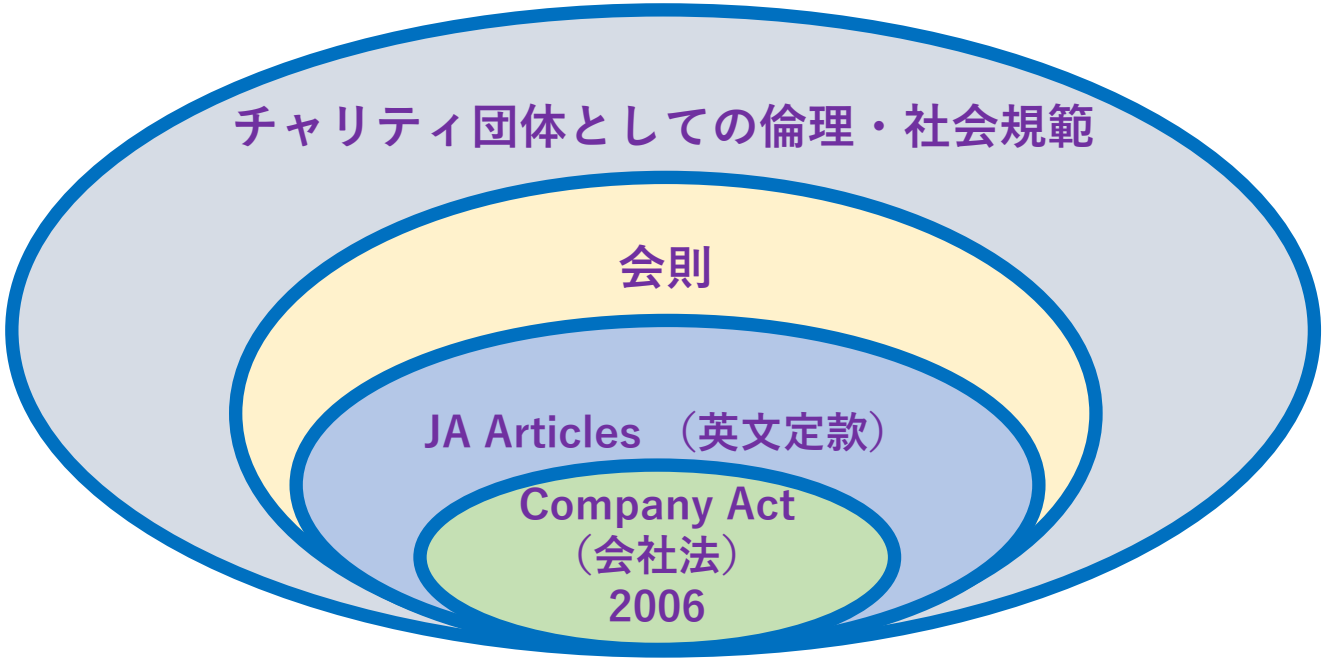

2022年度JA理事改選

ガバナンス（Governance）
統治体制

JAの会員・理事が活動する上で、常日頃から法令・定款・会則・倫理・社会規範の遵守意識を持ち、コンプライアンス違反の起らない会の仕組みを構築する

＊JA英文定款（和訳）
＊JA会則

JA 英国日本人会
Japan Association in the UK

年次総会

理事会
事務局・経理部・会員部・広報部・会報部・文集部・福祉部・NALC部・IT部・紅葉会部・二水会部・特別イベント部・墓地管理部・都道府県人会・Team Smile・ケアホーム担当

会計監査

法務顧問

2022年度JA理事改選

アカウンタビリティ（Accountability）
説明責任

JAの組織・会員個人として活動している内容や状況について、必要に応じて関係者に説明する責任

組織・会員個人として法令・定款・会則・倫理・社会規範に反する事、隠し事、説明出来ない事、やましい事、信義に反する事、恥ずべき事はしない

JA 英国日本人会
Japan Association in the UK

年次総会

理事会
事務局・経理部・会員部・広報部・会報部・文集部・福祉部・NALC部・IT部・紅葉会部・二水会部・特別イベント部・墓地管理部・都道府県人会・Team Smile・ケアホーム担当

会計監査

法務顧問

2022年度JA理事改選

JAコンプライアンス事案	著作権侵害・損害賠償	誹謗中傷・名誉棄損・パワーハラスメント
告発日	2017年12月12日	2021年12月6日
告発者	竹中厚子理事（当時）	高嶋正明
被告発者	高嶋正明	Williams 百子会長
処分日	2017年12月12日 会員資格停止・£12会費の返金	?
ヒアリング	2018年1月11日・2月21日	?
処分解除日	2018年9月1日	?
備考	理事会は告発者の主張のみに基づいて被告発者の反論も聞かず、即日処分を決定（こちら）	理事会は告発を無視して一切対応せず（2022年2月9日督促）

2022年度JA理事改選

参考資料

	英国	日本
著作権侵害の時効 （Statute of limitation for copyright infringement）	6年 （こちら）	3年 （こちら）
著作権侵害の親告罪・非親告罪（＊）の区分	非親告罪 （英米法には親告罪の概念は無い）（こちら）	2018年12月より親告罪から非親告罪に変更 （こちら）
名誉棄損の時効 （Statute of limitation for defamation）	1年 （こちら）	3年 （こちら）
ハラスメントの時効	6年 （こちら）	n/a

＊親告罪 – type of crime which requires a formal complaint from the victim in order to prosecute

2022年度JA理事改選

参考資料

＊Copyright, Designs and Patents Act(CDPA) 1988
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/contents
Clause no. 16 The acts restricted by copyright in a work
(3) References in this Part to the doing of an act restricted by the copyright in a work are to the doing of it
(a) in relation to the work as a whole or any substantial part of it, and
(b) either directly or indirectly
and it is immaterial whether any intervening acts themselves infringe copyright.

＊Defamation Act 2013
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/26/contents/enacted

＊Protection from Harassment Act 1997
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1997/40/contents

2022年度JA理事改選

参考資料

GOV.UK Make a claim

英国での訴訟手続き

訴訟フォーム（Form N1）のダウンロードは[こちら]

送付先
County Court Money Claims Centre
PO Box 527, Salford
Greater Manchester
M5 0BY

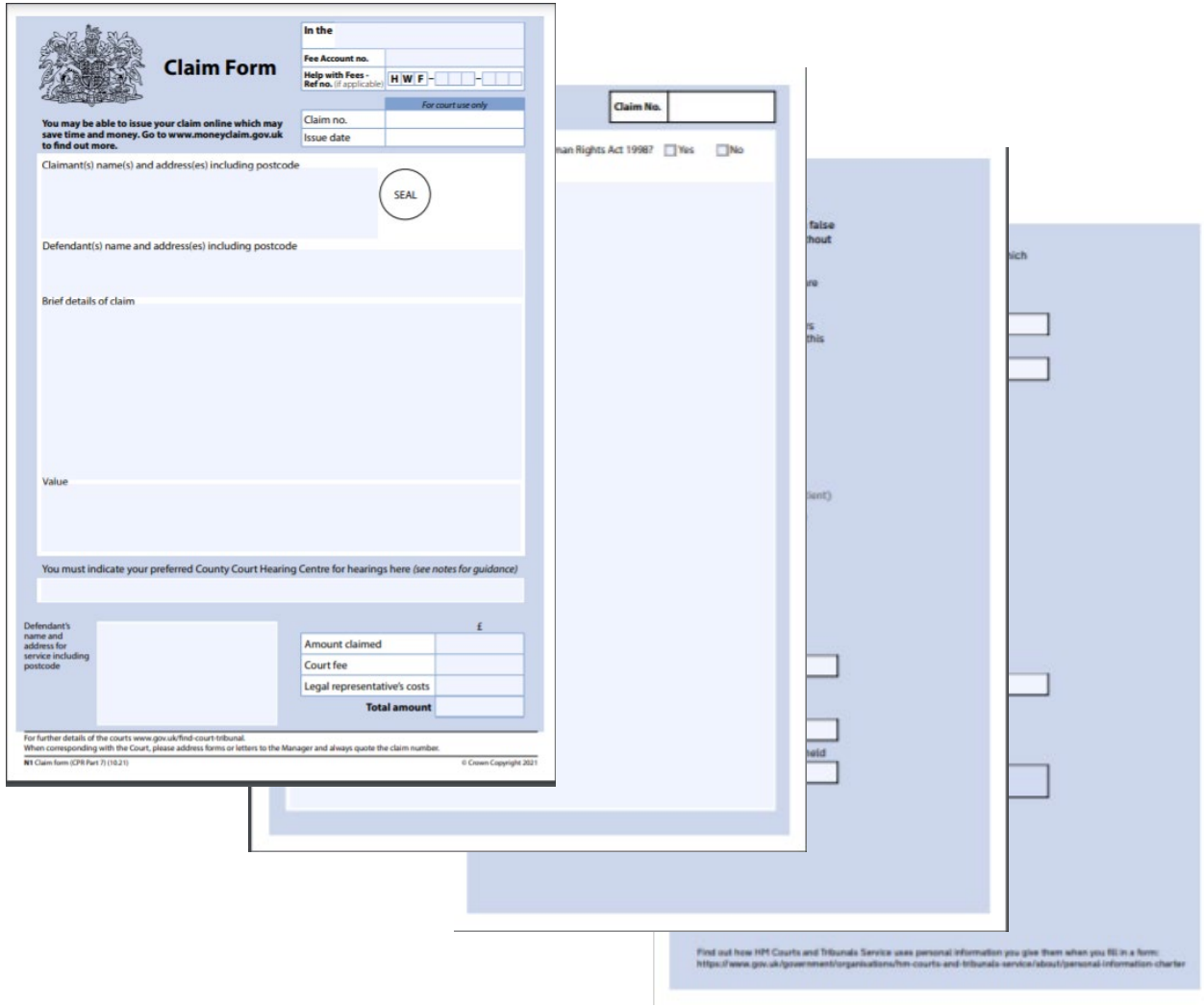
Claim Form

In the

Fee Account no.

Help with Fees - Ref no. (if applicable) H W F

For court use only

Claim no.

Issue date

You may be able to issue your claim online which may save time and money. Go to www.moneyclaim.gov.uk to find out more.

Claimant(s) name(s) and address(es) including postcode

SEAL

Defendant(s) name and address(es) including postcode

Brief details of claim

Value

You must indicate your preferred County Court Hearing Centre for hearings here (see notes for guidance)

Defendant's name and address for service including postcode

£

Amount claimed

Court fee

Legal representative's costs

Total amount

For further details of the courts www.gov.uk/find-court-tribunal.
When corresponding with the Court, please address forms or letters to the Manager and always quote the claim number.

N1 Claim form (CPR Part 7) (10.21)

© Crown Copyright 2021

Claim No.

Yes No

2022年度JA理事改選

参考資料

GOV.UK Make a court claim for money

英国での訴訟費用

英国での訴訟費用は、その損害賠償請求額によって異なる

訴訟費用はこちら

Claim amount	Fees
Up to £300	£35
£300.01 to £500	£50
£500.01 to £1,000	£70
£1,000.01 to £1,500	£80
£1,500.01 to £3,000	£115
£3,000.01 to £5,000	£205
£5,000.01 to £10,000	£455
£10,000.01 to £200,000	5% of the claim
More than £200,000	£10,000

2022年度JA理事改選

参考資料

GOV.UK **Intellectual property mediation**

英国での知的財産のライセンス・所有権・侵害・商標権・譲渡等の問題の仲裁

（連絡先）

Email : mediation@ipo.gov.uk
Tel : 0300 300 2000
Mediation Service, Intellectual Property Office
Concept House, Cardiff Road, Newport
South Wales NP10 8QQ
Web shite :
https://www.gov.uk/guidance/intellectual-property-mediation

Online mediations	
1 Hour	£75
2 Hours	£100
3 Hours	£125
4 Hours	£150
5 Hours	£175
6 Hours	£200
7 Hours	£225
8 Hours	£250

In person mediations	
1 Hour	£152.50
2 Hours	£177.50
3 Hours	£287.50
4 Hours	£312.50
5 Hours	£337.50
6 Hours	£362.50
7 Hours	£387.50
8 Hours	£412.50